

令和6年 3月 1日	
請求者 (窓口に来た方)	住所 東京都杉並区荻窪1-61-5
	フリガナ スギナミ ナミスケ
	氏名 杉並 波助
筆頭者から見てあなたは	本人・夫・妻・父・母・子・祖父母・孫 その他 ()
生年月日	明・大・昭・平・令 50年 1月 1日
電話番号	03 (1111) 2222

必要な 戸籍	本籍 東京 都道府県 杉並 市区郡 阿佐谷南1丁目15番
	フリガナ 同上
	筆頭者の氏名
筆頭者の生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

※筆頭者とは戸籍の最初に記載された方(見出しとなる方)をいいます。亡くなくても変わりません。

使いみち	① パスポート ② 免許等申請 ③ 金融機関等 ④ 勤務先 ⑤ その他 ()
	⑥ 公的年金請求(厚生・国民・共済・厚生年金基金・企業年金連合会・年金) 厚生年金養育期間標準報酬月額特例・年金分割
	⑦ 相続 → 被相続人(亡くなった方)のお名前 () ・死亡記載のあるもの ・ () と () の関係がわかるもの ・ () の現在の戸籍 ・戸籍の遡り [<input type="checkbox"/> 杉並区にあるもの <input type="checkbox"/> 杉並区外のものも含めたすべて] ※下にもご記入ください。

戸籍を 遡る場合	<input type="checkbox"/> 上記の被相続人本人 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 現在
	<input type="checkbox"/> () の <input type="checkbox"/> 婚姻 から <input type="checkbox"/> 死亡 までの戸籍 各 あなたから見た関係は⇒ () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () 通

- ◆上記に加えて必要な情報等がありましたら、裏面の「詳細」欄にご記入ください。
- ◆杉並区以外の戸籍が含まれる遡りは原則として即日の交付はできません。後日改めてご来庁いただく必要がありますので、ご了承ください。

必要な 証明書	① 戸籍の全部事項証明・謄本 450円 1 通	② 除籍の全部事項証明・謄本 750円 通
	③ 改製原戸籍謄本(平成・昭和) 750円 通	④ ①～③については杉並区外のものも請求できます。 ※本人・配偶者・直系親族からの請求で顔写真付きの本人確認書類が必要です。
	④ 戸籍の個人事項証明・抄本 450円 必要な方の名前 _____ 通	⑤ 除籍の個人事項証明・抄本 750円 必要な方の名前 _____ 通
	⑥ 改製原戸籍抄本(平成・昭和) 750円 必要な方の名前 _____ 通	⑦ 附票(全部・一部) 300円 表示項目: <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人の登録情報 表示項目は通常省略される内容です。 必要な方の名前 _____ 必要な住所 _____ 通
	⑧ 身分証明書 300円 必要な方の名前 _____ 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 通	⑨ 記載事項証明書(戸籍・除籍) 必要な方の名前 _____ 必要な事項 _____ 通
	⑩ その他 必要な証明 独身証明書・行政証明が発行できない旨の通知 他 _____ 通	⑪ 戸(除)籍電子証明書提供用識別符号 必要な戸(除)籍 ⇒上記①～③に対応する番号をご記入ください 通
	⑫ 受理証明書 350円 届書等情報内容証明書 届書記載事項証明書 必要な方の名前 _____	届出の種類 婚姻・出生 死亡・離婚 () 届出をした市町村 届出年月日 年 月 日 通

区使用欄

本人確認書類	運・バ・個・住・在・特永・障・その他 ()
以下は広域交付対象外	
保・年・介・医・その他 ()	
聴聞 ()	
権限確認書類	委任状・戸籍・登記事項証明・その他 ()

受付	作成	点検	交付
/	/	/	/

○偽りその他不正の手段によつて、交付を受けたときは、三十万円以下の罰金等に処せられます。(戸籍法第百三十五条、同第百三十六條、住民基本台帳法第四十六條)